

東隈浄水場施設改良事業

入札説明書

平成24年9月

春日那珂川水道企業団

目 次

第1章	本書の位置づけ	1
第2章	事業の概要	1
1.	事業名称	1
2.	事業の対象となる公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者の名称	1
4.	事業の目的	1
5.	事業方式	2
6.	対象施設及び対象業務	2
7.	対象業務	4
8.	事業期間	5
9.	事業のスケジュール	5
10.	本事業におけるサービスの範囲と水準	5
11.	提供されるサービスに対する対価の支払い	5
12.	遵守すべき関係法令等	5
第3章	入札参加に関する条件	5
1.	入札参加者の構成等	5
2.	入札参加者の資格要件	6
3.	入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	7
4.	予定価格（入札書比較価格）	8
5.	最低制限価格（入札書比較価格）	8
6.	入札保証金	8
第4章	入札の手続き等	8
1.	入札のスケジュール等	8
2.	入札の手続き	11
3.	入札に関する留意事項	13
第5章	事業者の決定	14
1.	落札者の決定	14
2.	契約手続き	14
第6章	その他	15
1.	必要事項等の追加	15
2.	入札に際し使用する言語、単位及び通貨	15
3.	入札参加者を構成する法人の名称の公表	15

【入札説明書別添資料】

添付資料（１）要求水準書

添付資料（２）落札者決定基準

添付資料（３）提出書類作成要領及び様式集

添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書(案)

【入札説明書別紙】

別紙 1 東隈浄水場系統施設位置図

別紙 2 東隈浄水場現況配管平面図

別紙 3 東隈浄水場現況フローシート

別紙 4 東隈浄水場現況水位高低図

別紙 5 東隈浄水場新設用地及び主な撤去対象施設位置図

別紙 6 東隈浄水場太陽光発電電池アレイ設置想定図

別紙 7 東隈浄水場現況施設諸元

別紙 8 原水及び浄水等の特徴

別紙 9 計画原水水質

別紙 10 浄水水質設計条件

別紙 11 東隈浄水場現況監視システム構成図

別紙 12 東隈浄水場現況電気系統配置図

別紙 13 送水量の実績

別紙 14 濁度の実績値

別紙 15 ろ過流量の実績値

別紙 16 東隈浄水場外の取水施設及び配水施設の遠隔操作状況概要図

別紙 17 東隈浄水場現況排水側溝及び水路平面図

別紙 18 東隈浄水場周辺整備計画平面図（道路編）

別紙 19 東隈浄水場周辺整備計画平面図（農業用水路編）

別紙 20 東隈浄水場周辺整備計画平面図（本復旧編）

第1章 本書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、春日那珂川水道企業団（以下「当企業団」という。）が「東限浄水場施設改良事業」（以下「本事業」という。）をDB（Design Build）方式で実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。

添付資料（1）要求水準書

添付資料（2）落札者決定基準

添付資料（3）提出書類作成要領及び様式集

添付資料（4）設計及び建設工事請負契約書（案）

本事業の基本的な考え方については、平成23年10月に公表した実施方針と同様である。事業を実施するにあたっての詳細条件等については若干の修正を加えているため入札説明書等の内容を踏まえ、入札参加者は入札に必要な提案書を提出するものとする。

入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書によることとする。

第2章 事業の概要

1. 事業名称

東限浄水場施設改良事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

東限浄水場（東限第1・2・3・4・7・8・9号井含む）及び場外系施設（東限第5・6号井、井尻第1・2号井、山田第1・2号井、安徳第1・2号井、天神山配水池、後野配水池、王塚台配水池（旧炭焼配水池）、上白水配水池（旧西ヶ浦配水池）、星見ヶ丘配水池（旧春日フォレストシティ配水池）（別紙1参照）

3. 公共施設等の管理者の名称

春日那珂川水道企業団企業長 井上澄和

4. 事業の目的

東限浄水場には旧系と新系の2系統（別紙2～4参照）があり、旧系については特に老朽化が著しく施設更新が必要になっている。また、新系についても施設の経年化が進んでいる。（別紙7参照）そこで、本事業は、東限浄水場の浄水施設を膜ろ過方式により更新整備するとともに既設構造物について耐震性の強化を図るものである。第5次拡張事業計画における

東限浄水場の計画浄水量は 37,250m³/日であり、内訳は旧系が 19,250m³/日、新系が 18,000 m³/日である。しかし、近年、給水量の実績は当初の予測との差異が生じている。そこで、本事業の実施に際して水需要量の見直しを行い、その結果を踏まえ東限浄水場の施設規模の検討を行った。その結果、東限浄水場の施設整備は、計画 1 日最大給水量を 21,900m³/日、非常時最大給水量を 25,000m³/日とし、浄水施設の全体を膜ろ過方式で行うものとする。

5. 事業方式

本事業は、東限浄水場施設改良事業に関わる設計及び工事をDB方式で実施する。

6. 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設には新設、既設と撤去（別紙5参照）があり、概要を表-1に示す。撤去対象として記載がないものでも、本事業に関する事業者提案に基づく施設整備に関連し不要となる部分については撤去を行うものとする。

浄水処理については膜ろ過方式を基本とし、活性炭処理（粉末活性炭）、除マンガン処理を行うものとする。

表-1 対象施設の概要

対象施設等		概 要
計画浄水量		東限浄水場の計画 1 日最大給水量は 21,900m ³ /日とし、計画浄水量はこれに浄水ロスを加えたものとする。また、非常時最大給水量は 25,000m ³ /日とし、非常時最大浄水量はこれに浄水ロスを加えたものとする。
新設施設	導水施設	既設導水管から着水井へ導水するための導水管。事業者提案の施設計画で必要な場合にはポンプ設備等を含むものとする。
	着水井	表流水と地下水を混合し、原水水質の安定化を図る施設とする。
	粉末活性炭接触設備	粉末活性炭処理に必要な接触池、活性炭の貯蔵設備、注入設備。粉末活性炭はドライ炭とする。
	膜ろ過設備	膜ろ過に必要な前処理設備、膜ろ過設備、膜洗浄設備とする。
	除マンガン設備	マンガン砂接触ろ過に必要な設備とする。
	排水処理施設	新設する膜ろ過設備等の洗浄排水及び既設 2 号薬品沈澱池の排泥を貯留及び汚泥の濃縮に必要な排水・排泥池、濃縮槽、機械脱水機とする。
	脱水機棟	脱水機 1 基、附帯施設及び設備設置するための建屋とする。
	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な全ての薬品注入設備（pH 調整用の酸剤及びアルカリ剤含む）とする。

	電気計装設備	既設（撤去施設は除く）及び新設の浄水、排水処理に必要な受変電設備、電気設備、計装設備、自家発電設備とする。東限浄水場場外系の遠方監視制御設備を含む（表－４参照）。
	太陽光発電設備	別紙６に示す既設用地及び新設用地に太陽光発電設備を設置する。太陽電池アレイの配置については設計段階で当企業団と調整を行い、当企業団の承諾を得ること。
	場内配管	本施設の整備に必要な配管とする。
	管理棟	膜ろ過設備室、管理室及び事務室等を一体とした管理棟とする。
	附帯施設等	場内整備の範囲は、新規用地は全て、既設用地は周囲のフェンス設置、施設取壊し部分及び工事部分、周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地とし、他は事業者提案とする。
既設施設	既設２号薬品沈澱池（新系）	膜の前処理施設として既設２号薬品沈澱池を常時利用することとする。この場合、汚泥掻寄機、排泥設備の整備を行い、排泥は新設する排水処理施設で処理可能とすること。排水処理施設を新設するまでは既設排水処理施設で処理可能とする。構造物は耐震診断による耐震補強を行う。また、既設２号薬品沈澱池を使用しない通水が可能ないようにバイパス管を設置する。池内の防水防食及び外壁の塗装は全面改修を行う。
	既設４、５号浄水池及び送水ポンプ室	耐震診断を実施し耐震補強を行う。また、浄水池内の防水防食及び外壁の塗装は全面改修を行う。
	既設送水ポンプ設備	次の送水ポンプ設備及びポンプ設備に関する電気設備の更新を行う。更新した設備は撤去する。王塚台・天神山配水池送水ポンプ 4.7 m ³ /分×揚程 55 m×75kW×２台、10.0 m ³ /分×揚程 55 m×132kW×１台
撤去施設	天日乾燥床	天日乾燥床４床及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	１号、２号浄水池	既設１号、２号浄水池及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	発電機室	既設発電機室及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	沈澱タンク（旧系）	旧系の鋼製沈澱タンク５基及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	１号薬品沈澱池（旧系）	旧系の薬品沈澱池２池及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	急速ろ過機（旧系）	旧系の鋼製ろ過タンク５基及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	排泥池	排泥池２池及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。
	濃縮槽	濃縮槽１槽、汚泥引抜ポンプ室及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。

管理棟	既設管理棟及び棟内の電気設備、機械設備、それに附帯する施設、配管・配線、弁類、弁室等。
薬品注入設備	既設の機器及び貯槽、及びそれに附帯する施設、配管・配線、弁類、弁室等。
場内配管	施設整備に支障となる既設配管、弁類、流量計、弁室、流量計室。
受変電設備	既設の受変電設備及びそれに附帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等。

7. 対象業務

本事業の対象業務（「本業務」という。）を表－２に示す。事業者は、本事業に係る設計及び施工を一体の事業として実施する。

表－２ 本業務の概要

対象業務		概要
調査	周辺環境調査	騒音及び振動、臭気、車両交通、家屋調査、周辺通行者状況、土壌汚染（資料の収集整理）、日照、地下水。
	測量調査	町道の拡幅に伴う測量、現況施設高及び水位の確認、浄水場外周の境界確定測量。
	地質調査	事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査。
	試掘調査	工事に影響が考えられる埋設物位置確認のための調査。
	電波障害調査	構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等。
	耐震診断	既設２号薬品沈澱池、既設４、５号浄水池、既設送水ポンプ室。
	運 転 管 理 マ ニ ュ アル 作 成	浄水場改良整備後の施設の運転管理マニュアルの作成。
	設備台帳作成	東限浄水場設備及び場外の関連設備についてソフトを使った設備台帳の作成。
	説明会等補助	住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助。
設計	基本	当企業団の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。
	詳細	当企業団で承諾された基本設計内容をもとにした詳細設計。
	本事業に関わる各種申請書類等の補助	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議。（国庫補助申請等の補助業務を含む）
工事	新設施設の建設工事	整備対象施設（新設）の土木及び建築施設、機械及び電気設備の工事。

既設施設の整備工事	整備対象施設（既設）の土木及び建築施設、機械及び電気設備の工事。
撤去施設の撤去工事	撤去対象施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の取壊し及び処分。

8. 事業期間

本事業は、契約締結の日から平成30年3月までを事業期間とする。

9. 事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下の予定である。

- (1) 契約の締結 平成25年7月
- (2) 設計及び工事期間 平成25年8月～平成30年3月
 - ・主に設計の期間 平成25年8月～平成26年3月
 - ・主に更新工事の期間 平成26年4月～平成29年3月
 - ・主に撤去工事の期間 平成29年4月～平成30年3月

10. 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、添付資料（1）要求水準書に示す水準を確保するものとする。

11. 提供されるサービスに対する対価の支払い

当企業団は、添付資料（4）設計及び建設工事請負契約書（案）に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

12. 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第3章 入札参加に関する条件

1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- (3) 応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、本施設の建設及び撤去を行う企

業（建設企業）を含む企業により構成されることを基本とする。

- (4) 応募グループは、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員（設計企業及び建設企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。
- (5) 代表企業の変更は認めない。
- (6) 入札参加資格確認のための申請書類（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は、原則として認めない。構成員の変更についての取り扱いは、第3章3（2）及び（3）に定めるものとする。
- (7) 応募企業及び応募者グループの構成員は、他の応募者グループの構成員となることはできない。
- (8) 本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で共同企業体（以下「建設JV」という）を結成するものとする。（ただし、下記に掲げる第3章2（2）に定める要件を満たし、本施設の工事を1社で行い得る場合は建設JVを結成する必要はない。）

2. 入札参加者の資格要件

(1) 共通の資格要件

- ① 春日那珂川水道企業団指名停止等措置要綱（平成15年要綱第2号）に基づく指名停止措置（以下「指名停止」という。）期間中でないこと、かつ、福岡県、春日市又は那珂川町においても指名停止期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札公告日から落札者決定の日までの期間についていうものである。
- ② 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ③ 国税、県税及び市町村税に未納の税額がないこと。
- ④ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社
本事業のアドバイザー業務受託者及び受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、本事業の事業者選定に係る応募企業、応募企業グループの一員となることはできない。
本事業のアドバイザー業務受託者は、以下のとおりである。
株式会社 日水コン
- ⑤ 本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の者であること。

(2) 各企業の資格要件

入札参加者は、本施設の設計及び施工の各業務を行うものとして、以下の①から②の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

① 設計企業

設計企業は、次の要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 平成 24、25 年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（コンサルタント関係）に登録されていること。

ウ 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。

エ 国内において、日量 1 万 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）及び日量 1 千 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過施設の実施設実績を有すること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

② 建設企業

建設企業（機械器具設置工事企業、電気工事企業及び土木建築工事企業）は、次の要件を満たすこと。

ア 機械器具設置工事企業は、水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。また、国内において、日量 1 千 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）における膜ろ過装置の設置実績があること。

また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木建築工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事企業は機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事企業は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。

また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ウ 平成 24、25 年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録されていること。

エ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が水道施設工事について 1,000 点以上、土木一式工事について 1,000 点以上、建築一式工事について 1,000 点以上、電気工事について 1,000 点以上及び機械器具設置工事について 1,000 点以上であること。

また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

3. 入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

(1) 代表企業の変更は、認めない。

(2) 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資

格要件を喪失した場合

- ① 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。
 - ② 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成員が第3章2. の資格要件を欠くに至った場合、入札に参加することができない。ただし、第3章2. の資格要件に該当する構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。
- (3) 入札書類提出日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合
- ① 入札書類提出日以降に入札参加者の構成員が第3章2. の資格要件を欠くに至った場合、当企業団は落札者決定の審査対象から除外する。ただし、第3章2. の入札参加資格要件に該当する構成員と変更し審査対象とすることを認めるものとする。
- (4) 落札者決定日から契約の締結日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合
- ① 落札者決定日から契約の締結日までの間に落札者の構成員が第3章2. の資格要件を欠くに至った場合は契約を締結しない。ただし、当企業団が認めた場合においては、この限りではない。

4. 予定価格（入札書比較価格）

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

金 5,080,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

5. 最低制限価格（入札書比較価格）

本事業について、最低制限価格を設ける。最低制限価格は落札者の決定後に公表する。

6. 入札保証金

入札保証金は免除する。

第4章 入札の手続き等

1. 入札のスケジュール等

(1) 入札のスケジュール

表-3 入札のスケジュール

実施事項	日程
入札公告・入札説明書等の公表	平成24年9月10日（月）
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成24年9月10日（月）
入札説明書等に関する説明会の実施	平成24年9月20日（木）
現地見学会の実施	平成24年9月20日（木）
入札説明書等に関する第1回質問の受付締切	平成24年9月25日（火）

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表	平成24年10月24日(水)
入札説明書等に関する第2回質問の受付締切	平成24年11月6日(火)
入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表	平成24年12月6日(木)
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成24年12月11日(火)～12日(水)
入札参加資格確認結果の通知	平成24年12月25日(火)
入札書類の受付	平成25年2月26日(火)
ヒアリング	平成25年6月上旬 予定
優秀提案者の選定・公表	平成25年6月上旬 予定
契約の締結	平成25年7月上旬 予定

(2) 入札説明会等

入札参加者に対して以下のとおり入札説明会を開催する。なお、説明会に出席する者は、事前に申込みを行う。

① 説明会

- ア 開催日時 平成24年9月20日(木) 10時30分から
- イ 開催場所 春日那珂川水道企業団庁舎
- ウ 申込方法

参加希望者は、入札説明会参加申込書(様式V-1)に必要事項を記入の上、「第4章2.(9)問合せ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。ファイル形式はMicrosoft Word形式とする。

申込期間は入札説明書等の公表後から平成24年9月18日(火)17時までとする。
 なお、参加者は1社当たり3名までとする。

エ 注意事項

説明会では入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。また、質疑応答の機会は設けない。参加者はIDストラップ等(名札)を着用すること。

② 現地見学会

- ア 開催日時 平成24年9月20日(木) 13時30分から
- イ 場 所 東隈浄水場及び東隈第5号井、6号井(表-4参照)
- ウ 申込方法

参加希望者は、現地見学会参加申込書(様式V-2)に必要事項を記入の上、上記①ウと同様に申し込むこと。(申込期間も同じとする。)参加者は1社当たり3名までとする。
 なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とする。

表－４ 関連施設の住所

施設		本事業（表－１）における分類	住所	
東隈浄水場	既設用地	新設、既設、撤去施設	筑紫郡那珂川町東隈 1 丁目 10-1	
	新設用地	新設施設	筑紫郡那珂川町東隈字下ノ前 221 番 3・11・12、222 番 1、223 番 1・5、232 番 1、233 番 1・2、234 番 2、235 番	
場 外 系	東隈第 5 号井	太陽電池アレイ設置予備地	新設施設	那珂川町西隈 1 丁目 115-1
	東隈第 6 号井		新設施設	那珂川町西隈 1 丁目 115-1
	井尻第 1 号井		新設施設	那珂川町大字別所 510-1
	井尻第 2 号井		新設施設	那珂川町大字別所 544-1
	山田第 1 号井		新設施設	那珂川町大字山田 1344-1
	山田第 2 号井		新設施設	那珂川町大字山田 1344-1
	安徳第 1 号井		新設施設	那珂川町大字安徳 879-4
	安徳第 2 号井		新設施設	那珂川町大字安徳 879-4
	天神山配水池		新設施設	春日市天神山 5 丁目 56
	後野配水池		新設施設	那珂川町大字後野字早口 557-1
	王塚台配水池		新設施設	那珂川町王塚台 3 丁目 9
	上白水配水池		新設施設	春日市大字上白水字西浦 1309-64
	星見ヶ丘配水池		新設施設	春日市大字下白水 207-110

（場外系施設は遠方監視制御設備の新設が対象）

③ 現地調査

ア 開催日時 平成 24 年 9 月 24 日（月）～平成 24 年 11 月 5 日（月）まで

イ 場所 東隈浄水場及び東隈第 5 号井、6 号井を対象（他は参考資料の写真を参照）表－４参照

ウ 申込方法

参加希望者は、現地調査申込書（様式 V－４）に必要事項を記入の上、①ウと同様に申込むこと。（申込期間はアの期間で随時とする。但し当企業団の都合により対応できないことがある。）なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とする。

エ 注意事項

参加者は ID ストラップ等（名札）を着用すること。

（３）入札説明書等に関する質問書の提出

① 提出期間

第 1 回 平成 24 年 9 月 10 日（月）から平成 24 年 9 月 25 日（火）17 時まで

第 2 回 第 1 回質問に対する回答の公表の後から平成 24 年 11 月 6（火）17 時まで

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式V-5）に記入の上、「第4章2.（9）問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式はMicrosoft Excel形式とする。

（4）入札説明書等に関する質問への回答

① 公表日

第1回 平成24年10月24日（水）予定

第2回 平成24年12月6日（木）予定

なお、質問への回答は随時行うこともある。

② 公表方法

入札説明書等に関する質問への回答は、当企業団のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

当企業団ホームページ

【URL: <http://www.kasuga-nakagawa-suido.or.jp>】

（5）参考資料の貸出し及び公表

入札説明書以外の参考資料等の電子データを収納したCD-ROMの貸し出しを行う。左記以外の参考資料等を公表する場合は、上記（4）に示すホームページを通じて案内を行う。

① 貸出し

ア 期間 平成24年9月10日（月）～平成24年12月7日（金）17時まで

イ 貸出し方法 参考資料の貸出申込書（様式V-3）に記入の上、「第4章2.（9）問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はPDF形式とする。

② 公表

ア 期間 随時

2. 入札の手続き

（1）入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加者は、入札参加表明書と共に「第3章2. 入札参加者の資格要件」に掲げる要件を満たすことを証明するため、入札参加資格確認申請書等を下記のとおり提出すること。

① 提出書類

添付資料（3）提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

ア 持参による場合

平成24年12月11日（火）及び平成24年12月12日（水）の9時から12時及び13時から17時までの間に下記「（9）問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9) 問合せ先」に、平成 24 年 12 月 12 日 (水) の 17 時必着で提出のこと。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請を行った入札参加者の代表者に対して、平成 24 年 12 月 25 日 (火) までに当企業団から書面により通知する。

(3) 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

入札参加資格確認結果の通知により、入札参加資格がないとされた入札参加者は、当企業団に対して、入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書 (様式 V-7) により、説明を求めることができる。当企業団は、説明を求めた入札参加者の代表者に対して、書面により回答する。

① 提出書類

添付資料 (3) 提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送 (書留) による。

ア 持参による場合

平成 24 年 12 月 26 日 (水) 及び平成 24 年 12 月 27 日 (木) の 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時までの間に下記「(9) 問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9) 問合せ先」に、平成 24 年 12 月 27 日 (木) の 17 時必着で提出のこと。

(4) 入札の辞退

当企業団より入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合には、入札時の提出書類提出期限日までに入札辞退届 (様式 V-6) を持参により提出すること。

(5) 入札時の提出書類

入札参加資格を有する旨の通知を当企業団より受けた入札参加者は、下記に示す入札書類一式を次のとおり、提出することとする。

① 提出書類

添付資料 (3) 提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送 (書留) による。

ア 持参による場合

平成 25 年 2 月 26 日 (火) の 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時までの間に下記「(9) 問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9) 問合せ先」に、平成 25 年 2 月 26 日 (火) の 17 時必着で提出のこと。

(6) 費用の負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(7) 入札時の提出書類の取扱い

① 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、当企業団は、本事業の公表及びその他当企業団が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以外の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

③ 入札時の提出書類の使用等

選定されなかった応募者から提出された提案書は返却する。

(8) 当企業団の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者も含む。）は、当企業団が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 問合せ先

春日那珂川水道企業団 企画財政課

所在地 〒816-0804 福岡県春日市原町2丁目30番地2

電話 092-571-8404

FAX 092-574-4960

電子メール kikakuzaisei-h@kasuga-nakagawa-suido.or.jp

3. 入札に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、本入札説明書に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札時の提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札時の提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

① 入札参加資格のないものが入札したとき

② 入札時の提出書類が所定の日時までには到着しないとき

③ 入札参加者が2通以上の入札をしたとき

④ 入札書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき

- ⑤ 入札書記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
 - ⑥ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
 - ⑦ その他入札の条件に違反したとき
- (4) 入札の中止等
- 当企業団が必要と認めた場合には、入札を中止、延期、又は取消すことがある。

第5章 事業者の決定

1. 落札者の決定

(1) 入札書類の審査

入札書類の審査は、学識経験者等で構成する「東限浄水場施設改良事業審査委員会」（以下「委員会」という。）が、あらかじめ定めた添付資料（2）落札者決定基準に基づき、優秀提案を選定する。

(2) 委員会の委員等

委員会の委員は、次のとおりである。

なお、入札参加者が落札者決定前までに、本事業について委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

（委員長）山崎 惟義 福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授

（委員）細川 土佐男 九州産業大学工学部都市基盤デザイン工学科 教授

（委員）今泉 忠 不二法律事務所 弁護士

(3) 入札書類に関するヒアリング

当企業団は提案内容確認のために、入札参加者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期は、平成 25 年 6 月上旬（予定）とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に代表者に通知することとする。

(4) 落札者の決定

当企業団は委員会の優秀提案の選定を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 審査結果及び評価の公表

当企業団は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、当企業団のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

2. 契約手続き

(1) 契約の締結

当企業団は、本事業の設計及び施工を一括で委託するために、落札者と添付資料（4）設計及び建設工事請負契約書（案）により契約を締結する。

(2) 契約を締結しない場合

落札者が当企業団と契約を締結しない場合は、当企業団は損害賠償金を請求することができる。また、落札者が当企業団と契約を締結しない場合または第3章3.（4）に該当する

等の場合は、当企業団は審査結果の上位者から順に契約交渉を行う。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て落札者の負担とする。

(4) 契約保証金

設計及び建設工事請負業者は、設計及び建設工事請負契約金額の 10 分 1 以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として当企業団に納める。契約保証金の詳細は各契約書による。

第 6 章 その他

1. 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては当企業団のホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に宛てて各々通知する。

2. 入札に際し使用する言語、単位及び通貨

入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律 51 号）に定めるもの、通貨は円とする。

3. 入札参加者を構成する法人の名称の公表

当企業団は、落札者決定後まで、入札参加者の構成員の名称を公表しないことができるものとする。